

4 生活環境

「生活環境」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を示している。

住宅は生活の基盤となるものであることから、生涯生活設計に基づいて住宅を選択することが可能となる条件を整備し、生涯を通じて安定したゆとりある住生活の確保を図る。そのため、居住水準の向上を図り、住宅市場の環境整備等を推進するとともに、親との同居、隣居等の多様な居住形態への対応を図る。また、高齢期における身体機能の低下に対応し自立や介護に配慮した住宅及び高齢者の入居を拒否しない住宅の普及促進を図るとともに、福祉施策との連携により生活支援機能を備えた住宅の供給を推進する。

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する。

また、関係機関の効果的な連携の下に、地域住民の協力を得て、交通事故、犯罪、災害等から高齢者を守り、特に一人暮らしや障害を持つ高齢者が安全にかつ安心して生活できる環境の形成を図る。

さらに、快適な都市環境の形成のために水と緑の創出等を図るとともに、活力ある農山漁村の形成のため、高齢化の状況や社会的・経済的特性に配慮しつつ、生活環境の整備等を推進する。

(1) 安定したゆとりある住生活の確保

ア 良質な住宅の供給促進

(ア) 居住水準の向上

国民が生涯を通じて快適で充実した住生活を営めるよう、その基盤となる住宅の質的向上が求められている。また、個人のライフスタイルの変化に対応した住み替えを可能とするため、良質で豊富な住宅ストックの形成が重要となっている。

こうした考えの下、「第八期住宅建設五箇年計画」（平成13年3月閣議決定、計画期間：13～17年度）においては、基本課題の一つとして、「いきいきとした少子・高齢社会を支える居住環境の整備」を掲げている。これに基づき、高齢者等のニーズの多様性等に的確に対応し、加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも基本的にそのまま住み続けることができる住宅の供給及び普及、社会福祉施設との併設の推進等の医療・保健・福祉施策との連携の強化並びに住環境の整備により、安定的で質の高い居住の確保を図っている。また、民間活力を活用し、高齢者が安心して居住できる住宅市場の環境整備を推進するとともに、既存の住宅ストックの活用を図りつつ、高齢者が居住しやすい住宅の効率的な供給を促進している。さらに、住宅性能水準を設け、特に高齢者等への配慮として、住宅のバリアフリー化の目標を設定している（表3-4-1）。

表 3-4-1

第八期住宅建設 五箇年計画の目標

1) 居住水準の目標

誘導居住水準

(住宅ストックの質の向上を誘導する上での指針)

平成27年度を目途に全世帯の2/3(10年:約46%)

平成22年度を目途に大都市圏の半数の世帯の達成

(10年:約41%)

最低居住水準

(健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準)

早期解消に努める(10年:約5%)

2) 住宅性能水準

耐震性、防火性等住宅性能に係る水準を明示。

特にバリアフリー化の目標を設定。

平成27年度の住宅のバリアフリー化の目標

「手すりの設置」、「広い廊下」、「段差の解消」を備え

た住宅ストック:2割 (10年:約3%)

居住者の個別の事情に応じたバリアフリーリフォーム

がなされた住宅:2割

3) 住環境水準

4) 住宅建設戸数

資料:国土交通省

また、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「高齢者居住法」という。)に基づき、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給の促進、終身建物賃貸借制度の創設、持家のバリアフリー化を支援する特別な融資制度の創設等を行い、高齢者の居住の安定確保を図っている。

(イ) 持家の計画的な取得・改善努力への 援助等の推進

良質な持家の取得を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄、住宅金融公庫融資、年金資金運用基金融資及び勤労者財産形成持家融資を行うとともに、住宅ローン減税などの税制措置を講じている。

また、地方住宅供給公社等による分譲住宅の供給を行っている。

(ウ) 良質な民間賃貸住宅の

供給促進のための支援制度の活用等

最低居住水準未達の居住世帯のうち約半数は民間賃貸住宅居住世帯であり、民間賃貸住宅の居住水準の向上を図る必要がある。

このため、特に大都市地域を中心に、未利用地の住宅用地としての有効利用と低質な賃貸住宅の建て替え促進を図ることによって家賃が適正で良質な民間賃貸住宅の供給を誘導するため、公的資金による低利融資、利子補給等の諸施策を実施している。

また、大都市地域において、高齢者等の土地資産を活用し、良質な賃貸住宅の供給を図るとともに、高齢者等の安定的収入の確保に資するため、住宅金融公庫によるシルバー賃貸住宅融資を行っている。

(エ) 公共賃貸住宅の適切な供給

公共賃貸住宅の供給は、民間による賃貸住宅の供給を補完するものであり、公営住宅、公団賃貸住宅、公社賃貸住宅等それぞれの目的に応じた住宅の供給に努めている。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して良質な賃貸住宅の供給を行うことを目的に整備が行われており、平成13年3月末現在のストックは約217万戸となっている。

公団賃貸住宅は、大都市地域等においてファミリー向け賃貸住宅を中心として都市基盤整備公団が供給しており、平成12年度末の管理戸数は約75万戸となっている。

公社賃貸住宅は、地方住宅供給公社により、地域の賃貸住宅の需要状況に応じ、住宅金融公庫融資や地方公共団体融資等の資金を活用して供給されており、平成12年度末の管理戸数は約14万戸となっている。

また、既設公営住宅及び既設公団賃貸住宅について高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様の改善を推進するとともに、老朽化した公共賃貸住宅については、居住水準の向上及び供給戸数の拡大を図るため、建て替えを計画的に推進している。

(オ) 住宅市場の環境整備

ライフステージに応じた住み替えや買い換えを通じて既存住宅ストックを十二分に活用し得るような市場を整備するため、平成13年8月、「住宅市場整備行動計画(アクションプログラム)」を策定し、これに基づき中古住宅市場、住宅リフォーム市場等の環境整備に向けた施策を展開している。

イ 多様な居住形態への対応

(ア) 持家における同居等のニーズへの対応

高齢者の多様な居住形態に対応した住宅供給を促進していく必要があるため、住宅金融公庫において、高齢者同居世帯等に対して住宅建設購入資金の割増貸付けを実施するとともに、親の住宅を子が債務者となって建設する場合等に融資を行う住まいひろがり特別融資(親族居住型)、親子が債務を継承して返済するリレーローン(承継償還制度)を実施している。

(イ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

民間賃貸住宅においては、家賃滞納等への不安から高齢者の入居が敬遠される事例が見られることから、高齢者居住法に基づき、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度を創設し、高齢者に対する情報提供体制を整備するとともに、登録を受けた賃貸住宅に入居する高齢者世帯に対する家賃債務保証制度及び登録を受けた賃貸住宅の共用部分のバリアフリー化に対して補助を行う制度を創設することにより、賃貸住宅の登録の促進を図っている。

(ウ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公共賃貸住宅については、高齢者のニーズに対応するため、公営住宅において、高齢者世帯を優先入居の対象とする老人世帯向公営住宅を供給している。また、50歳以上の者については単身入居を認めるとともに、高齢者世帯の入居収入基準を地方公共団体の裁量で一定額まで引き上げることを可能にしている。

公団賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対して、募集時に当選率を優遇するとともに、1階又はエレベーター停止階への住宅変更を認めるなどの措置を行っている(表3-4-2)。

表 3-4-2 公営住宅等の高齢者向け住宅建設戸数

| 年 度 | 老人世帯向公営住宅建設戸数 | 公団住宅の優遇措置戸数 | | | 住宅金融公庫の割増貸付け戸数 |
|-------|---------------|-------------|-----|-------|----------------|
| | | 賃 貸 | 分 譲 | 計 | |
| 平成2年度 | 937 | 2,665 | 684 | 3,349 | - |
| 3 | 1,109 | 2,014 | 608 | 2,622 | 21,498 |
| 4 | 1,324 | 2,088 | 221 | 2,309 | 27,934 |
| 5 | 2,178 | 2,096 | 217 | 2,313 | 57,795 |
| 6 | 1,438 | 1,658 | 796 | 2,454 | 80,365 |
| 7 | 2,032 | 2,532 | 572 | 3,104 | 20,593 |
| 8 | 1,941 | 3,146 | 442 | 3,588 | 55,951 |
| 9 | 1,563 | 3,198 | 485 | 3,683 | 38,689 |
| 10 | 2,057 * | 3,143 | 571 | 3,714 | 34,832 |
| 11 | 2,333 * | 4,349 | 531 | 4,880 | 11,831 |
| | | (946) | | | |
| 12 | 1,476 * | 8,265 | 212 | 8,477 | 4,951 |
| | | (2,317) | | | |

資料:国土交通省

(注1) *印は見込戸数である。

(注2) 公団住宅の優遇措置戸数には、障害者及び障害者を含む世帯に対する優遇置戸数を含む(空家募集分を含む)。

(注3) 優遇措置の内容としては、当選率を一般の10倍としている。

(注4) ()内は高齢者向け優良賃貸住宅戸数であり内数である。

(注5) 住宅金融公庫の割増(平成10年に制度改正)貸付け戸数は、マイホーム新築における高齢者同居世帯に対する割増貸付け戸数である。

ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

(ア) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも、高齢者が安心して住み続けることができるよう、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」(平成13年国土交通省告示第1301号)の普及など住宅のバリアフリー化の施策を積極的に展開している(表3-4-3)。

高齢者居住法に基づき、加齢対応構造等を有する住宅への改良に対して住宅金融公庫等の金融機関が行う融資について、元金の返済は死亡時に一括償還とすることができる高齢者向け返済特別制度を創設した。

住宅金融公庫においては、高齢者に対応した構造・仕様等をあらかじめ備えた住宅に対して割増

表 3-4-3 高齢者の居住する住宅の設計に係る指針の概要

趣旨

一般的な住宅の設計上の配慮事項を示すもの
社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ見直すもの

主な内容

玄関、便所、浴室、居間、高齢者等の寝室等ではできる限り同一階に配置

住戸内の床は、原則として段差のない構造

階段、浴室、便所には手すりを設置、玄関、脱衣室等には手すりの設置又は設置準備

通路、出入口は、介助用車いすの使用に配慮した幅員(通路78cm以上、出入口75cm以上)

階段の勾配、形状等の安全上の配慮

便所、浴室は、できる限り介助可能な広さの確保

資料:国土交通省

貸付けを行うとともに、ホームエレベーターの設置や住宅リフォーム時において高齢者用の設備設置を行う場合に割増貸付けを実施している。また、バリアフリー化工事等を施した長寿社会対応住宅の建設・購入及びバリアフリー化工事等を行う住宅改良に対して貸付条件の優遇を行っている。

(イ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅不良住宅密集地区の改良等による住宅)及び公団賃貸住宅について、段差の解消等の高齢化に対応した仕様を標準化しており、逐次仕様の充実を図っている。

この際、公営住宅、改良住宅の整備については、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について、補助の対象としている。公団賃貸住宅についても、エレベーター付き中層住宅の供給を推進している。

また、高齢者向け優良賃貸住宅制度として、民間の土地所有者等が供給する、高齢者の身体機能の低下に配慮した設備・仕様を備えた優良な賃貸住宅に対して建設・改良費補助、家賃対策補助

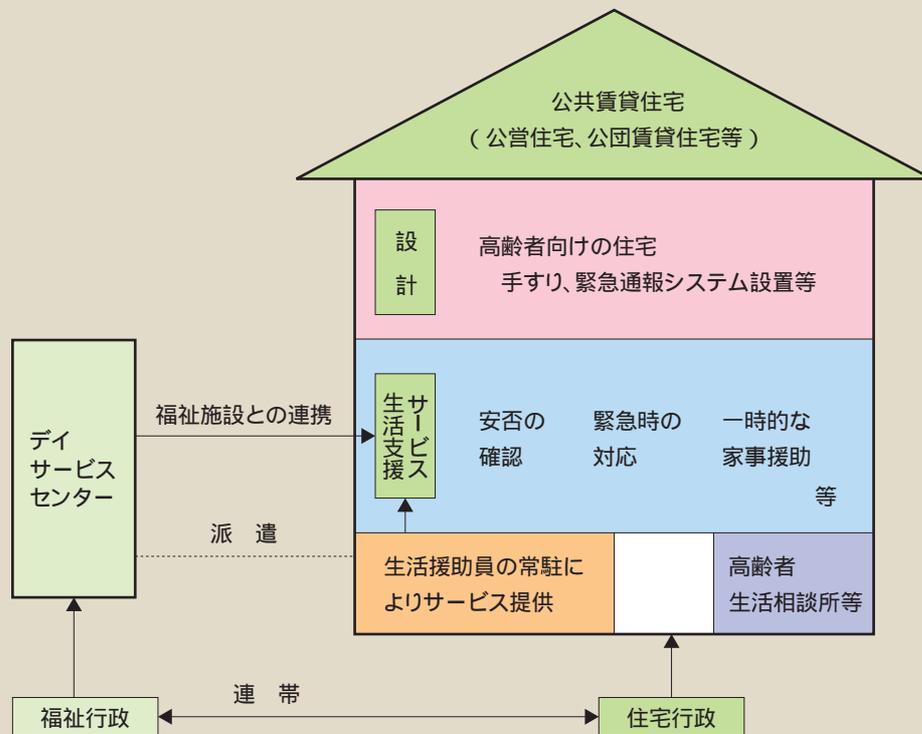
等を行っている。

(ウ) 住宅と福祉の施策の連携強化

加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合でも、可能な限り自立かつ安心して在宅生活を営めるようにするためには、住宅設備等のハード面での配慮に加えて、医療・福祉サービスといったソフト面からも生活の支援を行っていくことが重要である。このため、福祉施策との連携を図りつつ、高齢者向けの公共賃貸住宅の整備を積極的に推進している。

シルバーハウジング・プロジェクト事業として、日常生活上自立可能な高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯、高齢者夫婦世帯等を対象に、生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による日常の生活指導や安否確認などのサービスが受けられ、かつ、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様を備えた公共賃貸住宅の供給を推進しており、建設費等の補助を行っている。平成12年度末現在、479団地、1万3,702戸を管理している。また、民間の土地所有者等が供給する高齢者向け優良賃貸住宅についても、生活援助員による生活支援サービスに対し補助を行っている(図3-4-4)。

図 3-4-4 シルバーハウジング・プロジェクトの概念図



資料:国土交通省

さらに、高齢者住宅対策など、地域特性に応じた住宅対策の目標、具体的施策の展開方針等を内容とする地方公共団体による住宅マスタープランの策定に対して補助を行っている。

- (2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進
 - ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する必要がある。このため、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進し、地域全体を面的に整備している(表3-4-5)。

表 3-4-5 高齢者に配慮したまちづくりの総合的な推進

| 事業の名称 | 事業の概要 |
|----------------------------------|--|
| 健やかで活力あるまちづくり 基本計画策定・普及啓発推進事業 | 高齢者が地域社会の中で安心して生活できるよう、地方公共団体が行う高齢社会に対応した地域社会の形成に関する基本計画の策定を促進する。 |
| 人にやさしいまちづくり事業 | 高齢者に配慮したまちづくりの推進を図り、高齢者の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う。 |
| バリアフリーのまちづくり活動事業 | 協議会を設置し、高齢者に配慮したまちづくりに関する地域社会全体としての合意づくりを推進するとともに、まちづくりに関する総合計画の策定を行う。さらに、計画に基づき、既存の公共施設の改造・改善を実施し、面的な環境整備を行う。 |
| 共生のまち推進事業 | 地域活力創出プランのもとに、地方公共団体が単独で行う、高齢者、障害者、児童などすべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現するための取組に対し、支援を行う。 |

資料:厚生労働省、国土交通省、総務省

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備
高齢者の自立と社会参加の要請に対応するため、高齢者が安全かつ身体的負担の少ない方法で移動できるよう、公共交通機関のバリアフリー化と歩行環境の改善に向けて、様々な施策を講じている。

(ア) 交通バリアフリー法

平成12年11月に施行された高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号。以下「交通バリアフリー法」という。)は、交通事業者等に対して、鉄道駅等の旅客施設の新設・大改良及び車両等の新規導入に際し、移動円滑化基準への適合を義務付けるとともに、鉄道駅等の旅客施設

を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化を進める制度を導入することを内容としている。

同法に基づき、バリアフリー化の目標や交通事業者等が講ずべき措置、基本構想の指針等を示した、移動の円滑化の促進に関する基本方針(平成12年国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省告示第1号)が策定されている(表3.4.6)。交通バリアフリー法に基づく基本構想については、545の市町村が作成を予定しており(13年9月現在)これまでに、東京都荒川区、大阪府堺市、広島県呉市等15の市区町において作成されたものを受理した(14年3月29日現在)。

表 3-4-6 交通バリアフリー法に基づく基本方針に定められたバリアフリー化の目標

バリアフリー化の目標

1 旅客施設

2010年までに、1日当たりの平均的な利用者の数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、

- (1)段差の解消
 - (2)視覚障害者誘導用ブロックの整備
 - (3)身体障害者用のトイレの設置
- 等のバリアフリー化を実施する。

2 車両等

2010年までに、以下のバリアフリー化を達成する。

| 車両等の種類 | 車両等の総数 | バリアフリー化される車両等の数 |
|--------|---------|------------------------------------|
| 鉄軌道車両 | 約51,000 | 約15,000(約30%) |
| 乗合バス車両 | 約60,000 | 原則として、10～15年で低床化された車両に代替 |
| | | (うちノンステップバス)約12,000～15,000(20～25%) |
| 旅客船 | 約1,100 | 約550(約50%) |
| 航空機 | 約420 | 約180(約40%) |

3 一般交通用施設

重点整備地区の主要な特定経路を構成する道路、駅前広場、通路等について、原則としてすべての特定経路を構成する道路において実施する。

- 4 2010年までに、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路表示の設置等のバリアフリー化を原則としてすべての特定経路を構成する道路において実施する。

資料:国家公安委員会、総務省、国土交通省

(イ) ガイドライン等の策定

旅客施設、車両等について、バリアフリー化の望ましい内容を示し、交通事業者等がバリアフリー化を進める際の目安としてもらうことにより、利用者にとってより望ましい公共交通機関のバリアフリー化が進むことが期待される。このため、旅客施設については、平成13年8月に「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」、車両等については、12年12月に「旅客船バリアフリー～設計マニュアル～」、13年3月に「公共交通機関の車両等に関するモデルデザイン」をそれぞれ策定した。

また、平成13年10月には、鉄道関係者による自主的な取組方針として「鉄道における総合的なバリアフリー化の推進に関する行動計画(アクション・プラン)」をとりまとめた。

(ウ) 公共交通機関の

バリアフリー化に対する支援

高齢者の移動の円滑化を図るため、駅・空港等の公共交通ターミナルのエレベーター・エスカレーターの設置等の高齢者の利用に配慮した施設の整備、ノンステップバス等の車両の導入などを推進している(表3-4-7)。

表 3-4-7 高齢者等のための公共交通機関施設整備等の状況

| | 平成12年度末 | | 整備率 | |
|----------------------|---------|---------|-----------------|----------|
| 1 鉄道関係 | | | | |
| (1)JR | | | 総駅数 4,635 | |
| ・エレベーターの設置 | 180 | (261) 駅 | 3.9 | (5.6) % |
| ・エスカレーターの設置 | 152 | (383) | 3.3 | (8.3) |
| ・身体障害者対応型トイレの設置 | 0 | (495) | 0.0 | (10.7) |
| ・誘導・警告ブロックの設置 | 1,915 | (2,950) | 41.3 | (63.6) |
| ・改札口の拡幅 | 2,049 | | 44.2 | |
| ・身体障害者対応型券売機の設置 | 1,733 | (2,141) | 37.4 | (46.2) |
| (2)私鉄(大手15社) | | | 総駅数 1,741 | |
| ・エレベーターの設置 | 271 | (304) | 15.6 | (17.5) % |
| ・エスカレーターの設置 | 18 | (462) | 1.0 | (26.5) |
| ・身体障害者対応型トイレの設置 | 0 | (547) | 0.0 | (31.4) |
| ・誘導・警告ブロックの設置 | 706 | (1,460) | 40.6 | (83.9) |
| ・改札口の拡幅 | 1,445 | | 83.0 | |
| ・身体障害者対応型券売機の設置 | 646 | (1,424) | 37.1 | (81.8) |
| (3)営団・公営地下鉄 | | | 総駅数 562 | |
| ・エレベーターの設置 | 226 | (351) | 40.2 | (62.5) % |
| ・エスカレーターの設置 | 41 | (504) | 7.3 | (89.7) |
| ・身体障害者対応型トイレの設置 | 0 | (390) | 0.0 | (69.4) |
| ・誘導・警告ブロックの設置 | 172 | (562) | 30.6 | (100.0) |
| ・改札口の拡幅 | 413 | | 73.5 | |
| ・身体障害者対応型券売機の設置 | 188 | (535) | 33.5 | (95.2) |
| 2 自動車関係 | | | 乗合バス車両数 57,274 | |
| ・低床バスの導入 | 3,254 | 両 | 5.7 | |
| うちノンステップバスの導入 | 1,496 | | 2.6 | |
| ・リフト付バスの導入 | 1,545 | | - | |
| うち路線バス | 326 | | 0.6 | |
| | | | タクシー車両数 256,343 | |
| ・リフト付タクシーの導入 | 1,585 | 両 | 0.6 | |
| ・寝台付タクシーの導入 | 351 | | 0.1 | |
| ・スロープ付タクシーの導入 | 114 | | 0.04 | |
| 3 旅客船ターミナル関係 | | | 総ターミナル数 633 | |
| ・エレベーターの設置 | 46 | (70) | 28.4 | (43.2) % |
| ・エスカレーターの設置 | 20 | (41) | 12.3 | (25.3) |
| ・身体障害者対応型トイレの設置 | 264 | (434) | 41.7 | (68.6) |
| ・誘導・警告ブロックの設置 | 134 | | 21.2 | |
| 4 空港旅客ターミナル関係 | ターミナル | | 総ターミナル数 99 | |
| ・エレベーターの設置 | 3 | (54) | 4.9 | (88.5) % |
| ・エスカレーターの設置 | 5 | (39) | 8.2 | (63.9) |
| ・身体障害者対応型トイレの設置 | 4 | (51) | 4.0 | (51.5) |
| ・誘導・警告ブロックの設置 | 32 | | 32.3 | |

資料:国土交通省

(注1) 鉄道関係、旅客船ターミナル関係、空港旅客ターミナル関係の各項目は、交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)に基づく移動円滑化基準に適合するものの数字。

()内は、移動円滑化基準には適合していないが、障害者等の利用に資するものについても含めた数字。

(注2) 自動車関係の低床バスは床面の高さ65センチメートル以下の車両、ノンステップバスは乗降口に踏み段のない車両。

(注3) 旅客船ターミナル及び空港旅客ターミナルにおけるエレベーター、エスカレーターの整備率は、2階建以上のターミナル(旅客船ターミナル162、空港旅客ターミナル61)を対象として算出。

(注4) 旅客船ターミナル関係は暫定値。

鉄道駅、旅客船ターミナル、空港におけるエレベーター・エスカレーター等バリアフリー施設の整備については、補助や日本政策投資銀行等による融資による支援を行うとともに、鉄道駅におけるエレベーター・エスカレーターの設置について、税制上の特例措置を講じている。

また、ノンステップバス、低床型路面電車等の車両の導入に対しては、補助及び日本政策投資銀行等による融資を行っているほか、ノンステップバス、リフト付バス・タクシー、スロープ付タクシー、低床型路面電車の導入について、税制上の特例措置を講じている。

さらに、鉄道の相互乗入れ、直通化などの乗継円滑化事業に対し補助を行うとともに、税制上の特例措置を講じている。

そのほか、狭軌の路面電車の超低床を実現するため、低床型路面電車(LRT)の狭軌超低床化に関する技術開発を支援している。

(エ) 交通バリアフリーのためのソフト面の取組

国民一人一人が交通バリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、誰もが高齢者等に対し、自然に快くサポートできるよう、高齢者等の介助体験・疑似体験等を内容とする「交通バリアフリー教室」を開催している。

また、駅等の旅客施設のバリアフリー化の状況



路線バスに導入されている超低床ノンステップバス(静岡県)

を高齢者等が自宅からインターネットを活用して知ることができる「らくらくお出かけネット」の本格運用を開始した。

(オ) 歩行空間の形成

高齢者が交通量の多い道路でも安全、快適に、また不便なく横断・歩行できるよう、高齢者等感応信号機や音響信号機等のバリアフリー対応型信号機の設置、歩行者等支援情報システム(PICS)の運用・改良、幅の広い歩道等の整備、段差の切下げ、視覚障害者誘導用ブロック等の整備、上下移動の負担を軽減するためのスロープや昇降装置付きの立体横断施設の設置、歩行者用案内標識の設置等による歩行空間のバリアフリー化を面的に推進している。あわせて、自転車駐輪場の整備、電線類の地中化、駅前広場の整備、コミュニティ・ゾーン形成事業等を行い、良好な歩行空間の形成を行っている。

また、積雪や凍結による冬期特有のバリアに対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要なところにおいて、歩道除雪の充実、消雪施設等の整備を図っている。

さらに、高齢者等が安全に、安心して通行できる歩行空間の確保のために道路構造令(昭和45年政令第320号)の改正を平成13年4月に実施し、また、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備のためのガイドラインを策定(13年11月)する等、高齢者にも配慮した道路構造の基準やガイドラインの充実を図った。

(カ) 道路交通環境の整備

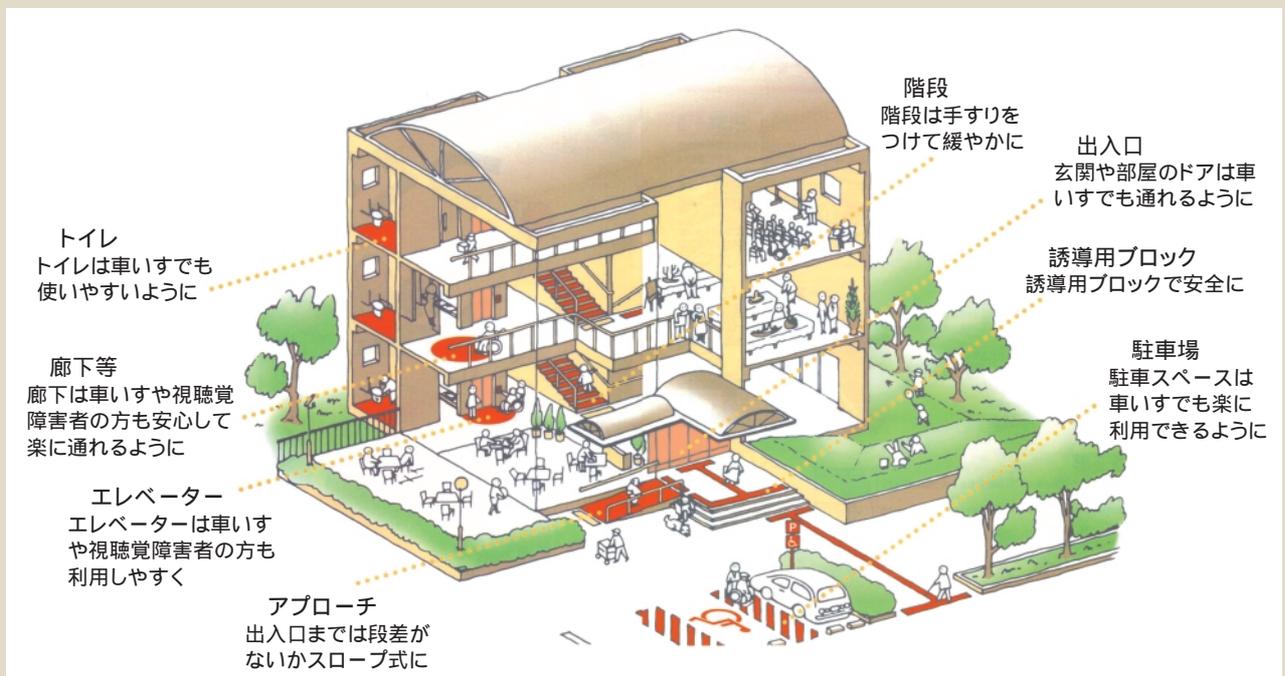
高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、道路交通環境を整備することが必要である。このため、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等が図れるよう、付加車線(ゆずりあい車線)の整備、道路照明の増設、道路標識等の大型化、高輝度化、「道の駅」等の簡易パーキングエリアの整備等を行っている。

ウ 建築物・公共施設等の改善

高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するため、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。）に基づき、出入口、廊下、階段、エレベーター、便

所、駐車場等について、建築主の判断基準として、高齢者等の利用を阻むような建築物の障壁を除去する水準を示す「基礎的基準」と、社会全体で目指すべき高齢者等が特段の不自由なく建築物を利用できる水準を示す「誘導的基準」を定めている（図3-4-8）。

図 3-4-8 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物のイメージ

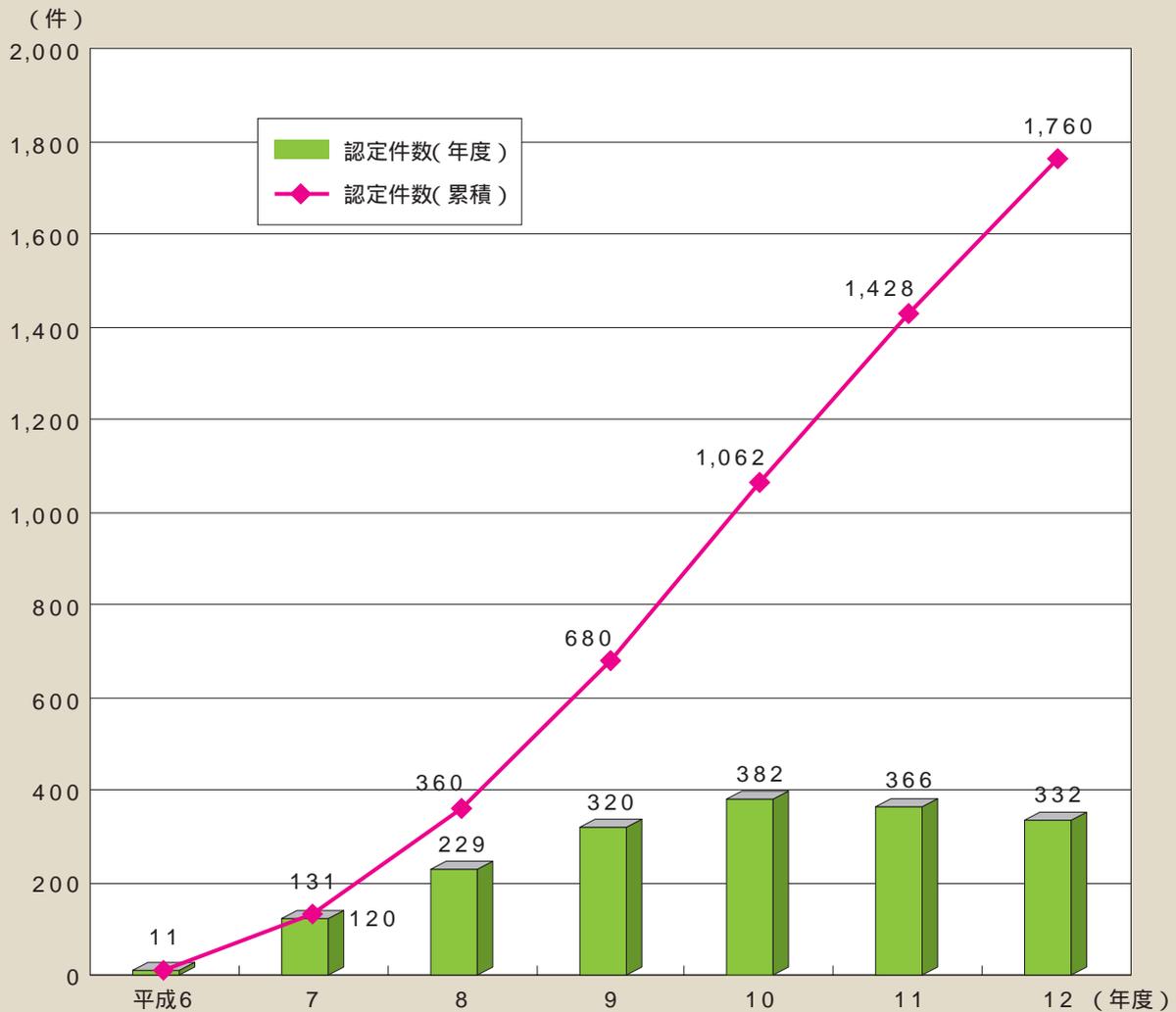


資料:国土交通省

ハートビル法に基づき認定を受けた建築物に対しては、補助、日本政策投資銀行等による融資及び税制上の特例措置を実施しているほか、市街地

再開発事業等のうちハートビル法等に基づく一定の要件等を満たす施設建築物を整備するものについて、補助を行っている（図3-4-9）。

3-4-9 ハートビル法に基づく認定実績



資料:国土交通省

官庁施設においては、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口への自動ドア、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した官庁施設の整備をモデル事業として実施している。また、既存官庁施設のバリアフリー化を図るため、窓口業務を行う官署が入居する一定規模以上の低層庁舎については、エレベーターの設置を積極的に推進している。

また、都市公園においては、高齢者等が気軽に、

安心して利用できるよう、高齢者等が使いやすい「ゆったりトイレ」の整備など、公園施設のバリアフリー化を進めている。

さらに、簡易保険加入者福祉施設においても、身体障害者用客室の浴室、トイレ等について、重度の障害のある方も利用できるように諸設備の機能の向上を図っているほか、既存の施設への介護専用浴室の設置を進め、全面改築する施設については、客室や浴場等の施設トータルのバリアフリー化を図っている。

なお、平成14年3月には、高齢者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層推進するため、特定建築物のうち一定の用途及び規模のものにバリアフリー対応の義務付けの創設及び努力義務の対象の拡大、容積率特例制度を始めとする認定建築物に対する支援措置の拡大等を内容とする高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案を第154回国会に提出した。

エ 福祉施策との連携

高齢者に配慮したまちづくりを一層効果的に推進していくため、福祉施策との連携を図りつつ、施策を展開している。

高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合、補助の上乗せを行っている。

また、福祉・医療施設に隣接した都市公園において、高齢者等がリハビリや健康づくりを行うことができる健康運動施設を設置するなど、福祉・医療施設と一体となった公園の整備を推進している。

さらに、病院、老人施設等が近接する河川について、川岸を憩いの場として高齢者等が利用できるよう、スロープや休憩施設を設けるなどの環境整備を行っている。

そのほか、医療・福祉施設等の公共施設の共同利用・整備等による地域づくりを推進するための道路整備に対する支援を行っている。

また、農山漁村においては、ほ場整備による福祉施設の用地の創出、農園等との一体的整備を行っている。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 ア 交通安全の確保

「高齢者の交通安全総合対策について」(昭和63年9月交通対策本部決定)、「今後の高齢者の交通安全対策の推進について」(平成4年9月高齢者交通安全対策推進会議決定)、「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」(8年12月閣議決定、10年1月改定、計画期間:8~14年度)及び「第7次交通安全基本計画」(13年3月中央交通安全対策会議決定、計画期間:13~17年度)に基づき、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、高齢者交通安全指導員(シルバーリーダー)の養成、各種の普及啓発活動の推進などにより、高齢者への交通安全意識の普及徹底を図っている。あわせて、高齢運転者が自らの身体機能や運転技能を認識し、安全な運転が行えるよう、高齢者講習等において、科学的検査機器の活用による運転適性診断、参加・体験・実践型講習を推進するとともに、更新時講習における高齢者学級の編成の推進、高齢ドライバーの安全運転を確保するための適性診断の義務化等、高齢者の安全運転対策等を実施している。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者を犯罪や事故から保護するため、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、痴呆症等によってはいかに高齢者を発見、保護する体制づくりを地方公共団体等と協力して推進している。

また、高齢者を対象とする悪質商法等の取締りを推進するとともに、悪質商法等からの被害防止に関する啓発・広報、防犯教室の開催及び悪質商法等に関する相談を行っている。

そのほか、全国で高齢化が進んでいる90地区を「平成13年度長寿社会対策パイロット地区」に指定

し、これらの活動を強化した。

さらに、高齢者に対する虐待等の人権侵犯事件の発生を防止するため、人権思想の普及・啓発及び人権相談体制の充実に努めている。

ウ 防災施策の推進

高齢者は、身体機能の低下などによって災害発生時に的確な行動ができずに犠牲となる危険性が高く、災害を被ると生活の立て直しが困難であるため、災害からの高齢者の保護は特に重要である。

「防災基本計画（平成12年12月中央防災会議決定）においても高齢者等の災害弱者に配慮した防災対策を実施することとされており、病院、老人ホーム等の施設を守る土砂災害対策等を重点的に実施している。また、高齢化率の特に高い地域等が激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を図っている。

消防機関においては、「新たな住宅防火対策の推進について（平成13年4月消防庁長官通知）に基づき、高齢者の火災による死者数の大幅な低減を目的とした住宅防火対策を推進しているほか、防災まちづくり事業に基づき災害弱者消防緊急通報システムの普及に努めている。

（４）快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

緑豊かで安全、快適な都市環境を形成するため、「都市公園等整備七箇年計画（平成8年12月閣議決定、10年1月改定、計画期間：8～14年度）に基づき、歩いて行ける範囲の公園の整備率を計画期間中に約65%とすることなどを目標に、都市公園等の計画的な整備を行っている。

また、高齢者にとって憩いと交流の場として重要な役割を果たしている河川、海岸、港湾等の水辺空間において、散策路、緑地、植栽帯、人々が憩

うための利便施設等の整備を行っている。

イ 活力ある農山漁村の形成

（ア）高齢者の能力発揮のための条件整備
食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく「食料・農業・農村基本計画（12年3月閣議決定）を踏まえ、地域農業マスタープランの策定に対する補助を行うとともに、高齢者の能力発揮のための高齢者農業活動支援施設等の整備などを行っている。

また、農村高齢者の農業関係活動や地域活動への取組を推進するため、都市の高齢者も交えたワークショップの開催等を新たに支援するなど、高齢者の自立的活動を促進している。

そのほか、高齢者の生産・加工活動を推進するため、活動資金の貸付けを行った。

（イ）新たな担い手の定着及び育成確保の推進

地域の次代を担う若年層の定着化を図るため、地域の基幹産業の振興、多様な就業機会の確保に取り組んでいる。

また、新たな担い手の育成確保を図るため、啓発活動、就業相談、研修等を実施するとともに、農業・林業・水産業に新たに就業する際の準備資金や研修資金の貸付けを行っている。

（ウ）生活環境の整備の推進

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図っている。

また、高齢者福祉施策との連携を図りつつ、農山漁村における公共施設のバリアフリー化等の整備などを行っている。